

議案第17号

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正について

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月25日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般廃棄物（し尿を除く。）の処理の部(2)の項中「150円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、施行の日以後に搬入された一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料について適用し、施行の日前に搬入された一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

事業系一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定める事業者責任による自己処理の原則のもと、本市廃棄物の減量化及び適正処理に資するに当たり、持ち込み処理手数料をごみ処理原価及び近隣自治体との均衡を踏まえた適正な水準に改定するため提案する。